

資格（指名）停止措置期間の変更等について

三重県発注工事の入札をめぐる贈収賄事件の発生を受けて、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領を改正するとともに、総合評価方式の見直しを行います。

令和6年4月1日から適用

1. 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領

「県職員に対する贈賄」及び「県発注工事における公契約関係競売等妨害又は談合」に係る資格（指名）停止措置期間を変更します。

別表第2 不正行為等による措置基準

第1号 贈賄

有資格業者の役員等又は使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

（1）県職員に対する贈賄の場合

現行	改正後
【措置期間】 4か月以上24か月以内	【措置期間】 <u>12か月以上</u> 24か月以内

第3号 公契約関係競売等妨害又は談合

有資格業者の役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

（1）県発注工事における公契約関係競売等妨害又は談合の場合

現行	改正後
【措置期間】 4か月以上12か月以内	【措置期間】 <u>8か月以上</u> 12か月以内

2. 総合評価方式

三重県発注工事において、贈賄、公契約関係競売等妨害又は談合により資格（指名）停止措置を受けた企業に対し、措置期間終了後も一定期間、総合評価加算点を一律減点する措置を追加します。

【措置期間】 指名停止期間終了日の翌日から1年間
【措置内容】 換算前加算点満点の10%を減点

詳細は「建設業のための広場」を参照してください。

～お問い合わせ先～

三重県県土整備部

建設業課 TEL 059-224-2723 FAX 059-224-3290 Eメール kengyo@pref.mie.lg.jp

公共事業運営課 TEL 059-224-2696 FAX 059-224-3290 Eメール nyukan@pref.mie.lg.jp

